



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*56 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) 1

○ 告示

- 567 平成30年度登録販売者試験の実施 (薬務課) 2
- 568 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
- 569 土砂災害警戒区域の指定 (") 3
- 570 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 3
- 571 " (") 4
- 572 土砂災害特別警戒区域の指定 (") 5
- 573 和歌山県港湾施設管理条例による保管物件 (港湾空港振興課) 5

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年和歌山県規則第89号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付対象等)</p> <p>第 4 条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年 1 回均等払いとする。ただし、東日本大震災 (平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物 (その加工品を含む。) に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成31年 3 月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び措置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(貸付対象等)</p> <p>第 4 条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年 1 回均等払いとする。ただし、東日本大震災 (平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物 (その加工品を含む。) に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成30年 3 月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び措置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第567号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成30年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成30年8月19日（日）

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市砂山南三丁目3番94号

和歌山県立和歌山商業高等学校

3 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成30年5月21日（月）から同年6月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成30年5月31日（木）から同年6月13日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成30年6月13日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成30年10月5日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次の区域について土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

城垣内（414）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

蛇の越（79）、岩倉（83）、団栗2（218）、団栗1（219）、甚五郎（220）、大坊（221）、杉原（22）、下畑（225）、奥畑（226）、境（227）、温川（473）、城垣内（414）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向島谷川（4-361-1-023）、垣内地谷上川（4-361-1-029）、垣内地谷下川（4-361-1-030）、折工池東谷川（4-361-1-032）、折工池西谷川（4-361-1-033）、南谷西川（4-361-1-034-1）、南谷西川（4-361-1-034-2）、北谷下川（4-361-2-014）、北谷中川（4-361-2-015）、庚申谷川（4-361-2-016）、中神谷川（4-361-2-017）、炭出谷北川（4-361-2-018）、山田谷西川（4-361-2-019）、三ツ橋谷川（4-361-2-020）、炭出谷南川（4-361-2-021）、平尾谷東川（4-361-2-022）、新掛谷川（4-361-2-023）、北谷上川（4-361-2-024-1）、北谷上川（4-361-2-024-2）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設

部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

川口上谷（7-424-1-034）、川口中谷（7-424-1-035）、川下谷（7-424-1-036）、中崎谷（7-424-2-057）、小川右支溪（7-424-2-904）、古座川左支溪（7-424-1-903）、古座川小左支（7-424-2-037）、古座川右支溪（7-424-1-010）、佐本川右支溪（7-424-2-014）、古座川右支溪（7-424-2-015）、古座川右支溪（7-424-2-016）、成川（7-424-2-034）、端郷谷川右支溪（7-424-2-039）、小左支（7-424-2-040）、小左支（7-424-2-041）、端郷裕谷（7-424-2-042）、立合川左支溪（7-424-2-049）、立合川左支溪（7-424-2-050）、奥地谷（7-424-1-004-2）、宮の谷（7-424-1-005）、下地谷（7-424-1-002）、上地谷（7-424-1-003）、本谷川（7-424-1-020）、川口中山（Ⅰ-1823）、川口（Ⅰ-1824）、川口（201）（Ⅱ-7485）、川口（101）（Ⅱ-70270）、川口（301）（Ⅲ-4323）、川口（302）（Ⅲ-4324）、川口（303）（Ⅲ-4325）、山手（2）・山手（Ⅰ-1814）、山手（201）・山手（Ⅱ-7429）、山手（202）（Ⅱ-7547）、山手（101）（Ⅱ-70271）、山手（102）（Ⅱ-70272）、大谷（Ⅰ-1818）、中地（Ⅰ-1819）、直見上地（Ⅰ-1820）、直見（2）（Ⅰ-1821）、直見（1）（Ⅰ-1822）、小森川（1）（Ⅰ-2378）、大桑（201）（Ⅱ-7403）、佐田（Ⅰ-1782）、佐田（2）（Ⅰ-4585）、佐田（3）（Ⅰ-4760）、佐田（201）（Ⅱ-7409）、佐田（202）（Ⅱ-7410）、佐田（203）（Ⅱ-7411）、佐田（204）（Ⅱ-7416）、佐田（205）（Ⅱ-7417）、佐田（206）（Ⅱ-7418）、佐田（101）（Ⅱ-70274）、佐田（102）（Ⅱ-70275）、佐田（103）（Ⅱ-70276）、佐田（301）（Ⅲ-4269）、長追（1）（Ⅰ-1783）、宮の平（Ⅰ-1784）、長追（2）（Ⅰ-2369）、長追（101）（Ⅰ-70273）、長追（202）（Ⅱ-7423）、長追（204）（Ⅱ-7428）、長追（205）（Ⅱ-7514）、長追（206）（Ⅱ-7540）、成川（1）（Ⅰ-1765）、成川（201）（Ⅱ-7387）、成川（202）（Ⅱ-7388）、大川（1）（Ⅰ-1790）、長追（203）（Ⅱ-7424）、大川（201）（Ⅱ-7425）、大川（202）（Ⅱ-7426）、大川（203）（Ⅱ-7427）、大川（204）（Ⅱ-7433）、大川（205）（Ⅱ-7434）、大川（206）（Ⅱ-7435）、大川（209）（Ⅱ-7538）、大川（101）（Ⅱ-70257）、大川（102）（Ⅱ-70258）、大川（103）（Ⅱ-70259）、大川（104）（Ⅱ-70260）、大川（105）（Ⅱ-70261）、大川（106）（Ⅱ-70262）、大川（107）（Ⅱ-70263）、大川（108）（Ⅱ-70264）、大川（306）（Ⅲ-4290）、大川（307）（Ⅲ-4291）、大川（309）（Ⅲ-4293）、大川（302）（Ⅲ-4295）、大川（303）（Ⅲ-4296）、立合川（201）（Ⅱ-7441）、立合川（202）（Ⅱ-7465）、立合川（101）（Ⅱ-70265）、立合川（102）（Ⅱ-70266）、立合川（103）（Ⅱ-70267）、立合川（104）（Ⅱ-70268）、立合川（105）（Ⅱ-70269）、大柳（Ⅰ-1798）、奥地（Ⅰ-1799）、杖尻（Ⅰ-1806）、潤野（Ⅰ-1807）、潤野（201）・杖尻（Ⅱ-7524）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

和田地谷 (7-424-1-032)、奥地谷 (7-424-1-004-1)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

本川右支溪4 (5-383-1-020)、本川右支溪3 (5-383-1-021)、本川右支溪1 (5-383-1-022-1)、本川左支溪1 (5-383-1-023)、本川右支溪11 (5-383-2-005)、本川右支溪7 (5-383-4-002-1)、本川右支溪8 (5-383-4-002-2)、本川右支溪9 (5-383-4-003)、濱田・小津路 (I-904)、吹井1 (I-905)、吹井(1)・吹井(2) (I-906)、吹井3 (I-3957)、吹井4 (I-3958)、吹井5 (I-3959)、吹井6 (I-3960)、吹井7 (II-4131)、吹井8 (III-2574)、吹井9 (III-2576)、吹井10 (III-2577)、吹井11 (IV-001)、吹井12 (IV-002)、吹井13 (IV-003)、吹井15 (IV-005)、吹井16 (IV-006)、吹井17 (IV-007)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第573号

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第7条の2第2項の規定により保管した物件について、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量

(1) 機械設備(縦約0.7メートル・横約1.3メートル・高さ約1.1メートル)及びその附属物

(2) H形鋼製工作物(縦約1.1メートル・横約4.0メートル・高さ約2.6メートル)及びその附属物

- (3) 倉庫（縦約0.7メートル・横約0.9メートル・高さ約1.6メートル）及びその附属物
- 2 保管した物件の存していた場所及び当該物件を除去した日
 - (1) 場所 日高郡美浜町大字濱ノ瀬字下東端356番7地先
 - (2) 除去した日 平成30年3月28日
- 3 物件を保管する期間及び場所
 - (1) 期間 平成30年3月28日午後5時から同年9月28日午後5時まで
 - (2) 場所 御坊市塩屋町北塩屋字南濱1122番1
- 4 保管した物件を返還する場合の手続
日高振興局建設部において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問合せ先
御坊市湯川町財部651
日高振興局建設部管理保全課（電話番号 0738-24-2931）